

雜 錄

十一月二十四、二十五の兩日、白河町に行はれた保育大會は左記の如くである。

第一日

教育功勞者の表彰

十一月十日、御大典に際し、官公私立の學校幼稚園の學校長・教員・園長・保母並に社會教育従事者中教育功勞者として、文部大臣より表彰された者のうち、幼稚園關係者は左の通り。

- 十一月十日、御大典に際し、官公私立の學校幼稚園の學校長・教員・園長・保母並に社會教育従事者中教育功勞者として、文部大臣より表彰された者のうち、幼稚園關係者は左の通り。
- 土川五郎 多田房之輔 山下つや 石川いそ
- 金子きた 河合千代 (以上東京府)
- 須子トミ (福島縣)
- 小川婦志 (熊本縣)
- 宇式かん 浦野みち (以上静岡縣)
- 戸田シズ (大阪府)

第十九回福島縣保育大會

一、開會の挨拶
一、實地保育參觀(白河幼稚園)

會 集 自午前九時三十分
至同 九時五十分

入 室

調子練習 四 ツ 日

禮

朝ノ歌

御挨拶 參觀ノ皆様ニ

唱 歌

禮 終リ

自午前九時五十分
至同 十時二十分

松ノ組 遊戲(種目) 四ツ目、黒人坊
ヒコーキ、デン、虫

梅ノ組 手技(摺ミ紙)

スキツブ

桃ノ組 遊戯(種目)

キユビ、サ
金太郎、蛙サン
以上

一、保育批評會

一、死亡會員追弔式

一、永年勤續者表彰

勤續年數

職名 氏名

幼稚園名

十二年四ヶ月 理事 星 楨藏 須賀川幼稚園

同 同 管野運四郎 同

同 同 岡 儀三郎 同

十年十ヶ月 保姆 玉川喜代子 若松幼稚園

一、祝 辭

一、協 議 會

一、建議題

(若松保育研究會提出)

1、縣内幼稚園ニ對シテ縣ヨリ相當ノ補助金ヲ交附セラレン事ヲ其ノ筋ニ建議スルコト

(理由)經營困難ノタメ設備内容共不充分ニ

付キ縣補助ヲ受ケ益々其向上發展ヲ歸セ

ントスルニアリ。

二、研究題

(福島幼稚園提出)

1、遊戯ニ於ケル性的の差違ニ就テ

三、談話題

(梁川中央幼稚園提出)

1、園内ニ於テ宗教上ノ儀式ヲ行フテ差支ナ

キヤ

(同 園 提 出)

2、入園以來他ノ者ト遊バザル特殊園兒ヲ如

何ニ取扱フベキヤ (若松幼稚園提出)

3、現近家庭ニ於ケル幼兒ノ禮儀作法ヲ問フ

(郡山幼稚園提出)

4、近時各國ニ於テ新ニ實施セラレタル保育

法アラバ承リタシ

四、協 議 題

(郡山幼稚園提出)

1、縣保育大會内ニ園長協議會ヲ置キ實際保育者ニ關係ナキ問題ノ討究ニ供セラレタシ

五、宿 題

子供ノ言葉ノ實際ニ付イテ

研究發表

満三歳以下の幼児を園児として取扱ての

雜感

梁川中央幼稚園長 和田信保

一、閉 會

第二日 講習會として、午前九時より午後四時

まで倉橋教授の「幼稚園教育の方法の要義」の講演あり。この日の會員は前日の縣下幼稚園長、保姆に、小學校訓導、白河町婦人會員加つて二百餘名に達し、頗る盛會であつた。

全國教育大會保育部會

鴻古の大禮の都、京都に於て、十一月二十五日

より二十九日の五日間、全國教育大會が開かれた。

保育部、小學教育部、師範教育部、中等教育部、

女子中等教育部、社會教育部、特殊教育部より或

る大會である。保育部會の議事は左の如し。

文部省諮問

幼稚園教育ノ一層普及發達セシムル方法如何

右ノ答申

1、文部省ニ幼稚園教育調査機關ヲ設置シ幼兒教育ノ普及發達ニ關スル根本方針ヲ確立スル

コト

2、文部省及各地方廳ニ幼稚園專任ノ指導監督

機關ヲ設クルコト

3、女子師範學校ニハ必ず幼稚園ヲ附設シ且ツ

保姆養成ノ機關ヲ設クルコト

4、女子師範學校卒業生ニハ直チニ保姆ノ免許

狀ヲ交附スルコト

5、市町村其他ニ幼稚園ノ設置ヲ獎勵シ且ツ國

庫補助金ヲ交付スル等コレガ保護ノ途ヲ講ズ

ルコト

6、幼稚園保姆ノ待遇ニ關シ左ノ通り改善スル

コト

一、幼稚園令施行規則第十六條ノ但書ヲ削除

スルコト

二、年功加俸給與ノ途ヲ講ズルコト

7、幼稚園令ノ趣旨ノ徹底ニ努ムルコト

右調査報告候也

委員 米山エン

山本盛太郎

近藤伊佐雄

田中しげ

峯堅雅

中川良太郎

嶺岩雄

荻行密岩

富田八千穂

佐々てつ

松村茂

鹽崎多眞

越路節

委員長 多田房之輔

全國教育大會議長 林博太郎殿

第一號議案 各府縣女子師範學校ニハ必ス附屬幼

稚園ヲ置キ且保姆養成機關ヲ設ケラレンコトヲ

其筋ニ建議スルノ件 帝都教育會提出

第二號議案 幼稚園保姆ノ養成機關ヲ確立スルコ

ト 香川縣教育會提出

第三號議案 師範學校規定第七十四號中女生徒ヲ

置キタル師範學校ニハ成ルヘク附屬幼稚園ヲ設

クヘシトアルモ『成ルヘク』ノ文字ヲ削リ必設

スヘキコトニ規定ヲ改正セラレムコトヲ文部省

ニ建議スルノ件(此の議案は師範教育部會議題

中にも同一提出者より提出されてゐる)

和歌山縣教育會提出

第四號議案 幼稚園ニ適切ナル三大節奉祝歌ヲ撰

定シテハ如何 名古屋 保育會提出

第五號議案 市町村立幼稚園保姆年功加俸ノ制ヲ

新ニ設ケラレムコトヲ其筋ニ建議スルコト

京都市保育會提出

出席者は遠く大連から、九州、東北、北海道に

互つて、二七二名。

第三十五回關西聯合保育會

十二月二日、京都市室町尋常高等小學校に開催。

出席者千餘名、非常なる盛會で、本會の倉橋惣三

氏も東京より出席された。

一、一同着席

一、唱 歌 君ガ代

一、開會ノ辭 京都市保育會長

一、祝 辭 京都府知事

京 都 市 長

一、會務報告

一、議 事

協 議 題

1、左記事項ヲ其筋ニ建議スルノ件

一、恩給法第九十九條第二項ヲ削除セラレタ

キコト

二、幼稚園保母年功加俸ノ制ヲ新ニ設ケラレ

タキコト

三、幼稚園令施行規則第十六條但書ヲ左ノ通

改メラレタキコト

「但月俸額ニ付テハ園長及保母ハ正科正教

員ニ準ズ」

役 員 會 提 出

京都市保育會提出協議題

說 明 案

本建議案ハ第一恩給法中改正ノ件、第二年功加俸

ノ件、第三俸給令改正ノ件デアリマス、是等ハ本

會ニ於テ再三建議シタ問題デアリマスガ、今尙實

施セラレナイ爲メニ重ネテ建議シタヒト思ヒマシ

テ御協議ヲ煩ハス次第デアリマス。

第一恩給法第九十九條第二項ヲ削除セラレタキ事

恩給法（第四十二條第四項）ハ准教職員ノ勤続年數ヲモ一定ノ條件ノ下ニ恩給年限ニ加算スルヲ本則トス。トアリマスガ第九十九條第二項ニ於テハ之ガ否定サレテ當分通算ハ認めラレナイ事ニナツテ居マスカラ小學校ノ准教員ガ引續キ正教員トナツテモ、幼稚園令施行前ノ保母（准教職員）ガ其後引續キ教職員ノ資格ヲ得ルコトニナツテモ從前ノ勤続年數ハ全然通算サレナイ事ニナツテ居マス。然ルニ准教員ト正教員ノトル職責ニハ多少ノ相違ハアツテモ其ノ國家ノ爲育英ニ盡ス精神ニハ何等ノ變リアルモノデハアリマセン。殊ニ幼稚園令施行前ノ保母（准教職員）トシテノ保母トノ仕事ニ割然タル區別ガアルト言ヘバ何等ノ區別變化アルモノデハアリマセン。凡テノ公務員ガお互ニ在職年數ヲ通算サレテ居ルノニ比ベテ獨リ教職員ノミガ從來ノ規

定ニ依ル現今ノ制度ハ甚タ不合理ノ嫌ガアリマ

スカラ過去ノ努力ニ對シテモ相當恩給ノ恩典ニ

浴セシメタイト思ヒ本建議ヲ提出シテ第九十九

條第二項ヲ削除スル様望ンデ居ルノデアリマス

第二市町村立幼稚園保母年功加俸ノ制ヲ新ニ設ケ

ラレタキ事

現今小學校教員ハ勿論中等學校職員師範學校附

屬幼稚園保母ニ對シテハ此ノ年功加俸ハ己ニ給

與セラレ近ク私立學校ノ教職員ニモ之ヲ給與ス

ル様準備サレツツアルト聞キマスノニ獨リ市町

村立幼稚園保母ニ對シテ此ノ制ノ無いノハ小學

校教員ニ比シテ著シク恩典ヲ均シクシナイ怨ミ

ガアリマス此ノ不合理ナ點ヲ速クニ除去シ本制

トシテ之ヲ發布シ現今就職シテ居ル保母ヲシテ

在職年數ニ對シテハ幼稚園令施行以前ニサカノ

ボリ直チニ此ノ恩典ニ浴セシメ幼稚園教育發展

上遺憾ナキ様希望スル次第デアリマス。

第三幼稚園令施行規則第十六條但書ヲ左ノ通り改

メラレ度キ事

「但月俸額ニ付イテハ園長及保姆ハ本科正教員ニ準ス」

幼稚園令施行規則第十六條中「但月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ 保姆ハ専科正教員ニ準ス」トアリマスガ保姆専科正教員ト其ノ列ヲ等シクシテ居ルコトハ保姆ヲ本科正教員ヨリモ低給ナモノト認メルノ誤解ヲ招ク嫌ヒガアリマシテ甚ダ遺憾ト思ヒマス。保姆ノ仕事ト致シマシテハ今更申上ゲルマデモアリマセンガ園兒教育ノ任重且大デ其ノ行フ處ハ決シテ専科的ナモノデハアリマセン。又待遇如何ニ依ツテハ保姆ノ優良ナル者ヲ集ムル點カラシテ甚ダ不利ナ立場ニアリマン。次ニ幼稚園令施行規則第十一條ニ規定サレテ居マス様ニ其ノ資格ハ専科的ノモノデハナク明ラカニ小學校正科正教員ト同等以上

ノ内容ヲ有シテ居マス。又之ヲ大都市幼稚園ニ於ケル保姆資格ノ實情カラ見マシテモ文部省教員免許狀ヲ有スル者小學校正教員ノ資格ヲ有スル者ガ漸次増加シテ居マス。是等ノ事情カラ考ヘマシテモ少クモ保姆ノ待遇ヲ本科正教員ト同様ニ取扱ハレタイト思ヒマス。

以上ノ三項目ハ幼兒教育ニ携ハル者ノ均シク要望スル所デアリマスカラ重ネテ本案ヲ提出シタ次第デアリマス御賛同ヲ希望シマス。

一、遊戯交換

- 1、ポ ー ト レ ー ス
- 2、交 通 遊 び
- 1、時 計
- 2、ブ ー ル
- 1、木の葉の驅けくら
- 2、軍艦行進遊戯
- 1、燕のち
- 2、かなりや
- 3、影ふみ
- 1、大典のよろこび
- 2、鳥 と 鳩

大阪市保育會

神戸市保育會

吉備保育會

名古屋保育會

京都市保育會

一、閉會ノ辭

以 上

京都市保育會

午 後

一、御所拜觀

都踊觀覽

